(証券コード　6249)
平成27年６月４日

株　主　各　位

東京都千代田区一番町16番地
株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングス
代表取締役会長兼社長 石　橋　保　彦

第４期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第４期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月18日（木曜日）午後６時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成27年６月19日（金曜日）午前10時
2. **場　　所**　東京都千代田区飯田橋１丁目１番１号
　ホテルグランドパレス　３階　「白樺の間」
3. **目的事項**

報告事項
1. 第４期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）
事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第４期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役７名選任の件
第４号議案　監査役３名選任の件

4. **招集にあたっての決定事項**
(1)議決権行使書面の各議案について賛成又は反対のいずれかの意思表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
(2)書面により議決権を複数回行使された場合は、最後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合はインターネット上の当社ウェブサイト（https://www.gamecard-joyco.co.jp/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

第 4 期 事 業 報 告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

Ⅰ．企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済環境は、政府・日銀の経済・金融政策の効果による円安・株高基調を背景として企業業績や雇用情勢に改善の動きが見られるなど、緩やかな回復基調で推移しました。その一方で、円安に伴う原材料、食品等の物価上昇や、消費税増税による消費マインドの低下等、先行きに対する不透明感は払拭されておりません。

当社グループが事業を展開しております遊技業界においては、娯楽の多様化等による遊技参加人口の減少、低玉貸し営業の定着による売上高の低迷等により、顧客であるパチンコホールの経営環境は依然として厳しい状況が続いております。また、消費税増税の影響も無視できないものがありました。パチンコホールの稼動への影響は少なかったものの、多くのパチンコホールは消費税をファンに転嫁することができないままであり、消費税の増税はパチンコホールの収益を圧迫する結果となりました。

このような状況のなか、パチンコホールでは、遊技機の購入についても安定稼動を見込める実績のある機種に限定する等、コスト低減化への取り組みを一層強めており、とりわけ新規出店や大幅なリニューアルを含めた新たな設備投資案件は絞られました。特に周辺機器の分野では、消費税をファンに転嫁する方策が模索されるなか、カード減算方式と玉数調整方式の二つの方式のいずれを採用すべきか等、様子を見るパチンコホールが多く、設備投資の更新需要も限定されました。さらに、限られた案件の多くが消費税をファンに転嫁するシステムに集中し、この点、当社グループは、二つの方式のいずれにも対応できるよう準備しておりましたが、玉数調整方式の市場投入が６月以降にずれ込んだことから、案件獲得競争に苦戦いたしました。

これにより、機器販売台数は前連結会計年度と比較して大幅に減少し、機器売上高が前連結会計年度を大きく下回る結果となりました。また、厳しい市場環境を受けたパチンコホールの閉店・廃業による加盟店舗数の減少、競合による市場価格の低下に伴い、カード収入高、システム使用料収入も減少し、売上高・利益とも前連結会計年度を下回る結果となりました。

このような厳しい環境の下、当社グループでは、新機能を搭載した新商品や新たなサービスの開発、遊技業界の活性化に貢献し、今後の飛躍につながる新規事業の創出に向けた取り組み等、積極果敢に研究開発活動を実施しております。

以上のことから、当連結会計年度における売上高は25,741百万円（前年同期比24.7％減）、営業利益は816百万円（同53.7％減）、経常利益は836百万円（同54.7％減）、当期純利益は293百万円（同67.5％減）となりました。

販売品目別の業績概況は、次のとおりであります。

機器売上高は、11,395百万円（前年同期比38.4％減）となりました。

カード収入高は、4,229百万円（同12.9％減）となりました。

システム使用料収入は、9,612百万円（同7.7％減）となりました。

その他の収入は、503百万円（同19.4％増）となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は3,311百万円であり、その主なものは、情報管理センターの更改・機能拡充1,672百万円、社内業務システムの取得・機能拡充821百万円、サービス向上を目的としたカードユニット等の機能追加・金型等の取得573百万円、加盟店用通信機器の取得169百万円であります。

3. 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

4. 対処すべき課題

当社グループが事業を展開する遊技業界の経営環境は、遊技人口及びパチンコホールの減少に加え、遊技機メーカーの倒産等も発生しており、今までに無い厳しい経営環境となっております。この厳しい経営環境のなかで、当社グループが中長期的な成長を維持し、経営基盤を一層強固なものとするためには、加盟店の維持・獲得及び新規ビジネスの創出が重要な課題であると考えております。そのための取り組むべき課題として以下のものがあります。

①競争力の強化

現在プリペイドカードシステムの分野では、競合他社との間で、成熟した市場の限られた店舗を奪い合う競争が展開されておりますが、今後もこの競争状況は継続していくものと考えております。当社グループがこのような競合他社との熾烈な競争に打ち勝っていくためには、以下の３点を中心に競争力を強化していくことが重要であると認識しております。

・営業力の強化
・競合他社との商品・サービスの差別化
・価格競争力の強化

営業力の強化については、当社グループは全国８ヶ所に営業拠点を開設しており、パチンコホールにより密着したダイレクト営業をさらに強化してまいります。また、併せて、販売代理店施策についても都度見直しを行い、さらなる協力体制の強化を図り、加盟店の維持・獲得及び機器販売台数の増加を図ってまいります。

競合他社との商品・サービスの差別化については、当社グループの技術力は長年培ってきました実績により、市場からの信頼を有していると判断しておりますが、パチンコホールのニーズにいかにすばやく対応していくかが課題であると考えております。現有の技術レベルに満足することなく、常に先を見据えた新技術を追求しながら、当社グループ内での相互補完・連携強化を実現させ、パチンコホールのニーズに即した最適な商品・サービスを提供し続けることで、競合他社との差別化を図ってまいります。

また、パチンコホールのニーズに即した最適なサービスという観点から、価格競争力という点も重要であると考えております。この点については、物流・製造・システム維持費用等のコスト削減や業務効率の向上にも取り組んでまいります。

②財務体質の強化

当社グループは、プリペイドカードの発行・管理を行っており、当社グループ加盟店との間では現金決済を伴う取引を実施しております。従いまして、十分な財務基盤が当社グループの信用力につながるため、自己資本比率を重視した経営を行っております。そのためには、中長期的な安定成長を続けることで企業価値を高め、利益を確保するとともに、キャッシュ・フローも最大化し、さらなる財務体質の強化に努めてまいります。

③利益体質の強化

当社グループにとって今後一層厳しい経営環境が見込まれるなか、当社グループが積極的な開発投資を行いつつ、今後も継続して安定した利益を獲得していくためには、利益体質のさらなる強化が重要な課題の一つであると考えております。そのために、全社員に採算意識、コスト意識を浸透させ、販管費等の徹底した予実損益管理を実施するとともに、原価や在庫の削減により、さらなる利益体質の強化を図ってまいります。

④新規ビジネスの創出

当社グループは、現在、グループ全体で加盟店舗数シェア１位というポジションを確保しております。しかしながら、今後、右肩上がりの拡大・成長を実現し、飛躍していくためには、現事業領域にとらわれることなく、新たな事業領域を見出だし、新事業の開拓、または新市場の創出等を行っていくことが重要な課題であると考えております。当社グループの技術力を結集させ、経営資源を有効に活用していくことで、新たな核となる事業を創出し、当社グループのさらなる成長につなげてまいります。

5. 財産及び損益の状況

（単位：百万円）

区　　分	第１期 (平成24年３月期)	第２期 (平成25年３月期)	第３期 (平成26年３月期)	第４期 (当連結会計年度) (平成27年３月期)
売上高	43,575	39,545	34,192	25,741
営業利益	4,459	2,668	1,764	816
経常利益	4,543	2,692	1,849	836
当期純利益	4,573	1,598	900	293
１株当たり当期純利益	320円64銭	112円08銭	63円16銭	20円54銭
純資産	41,101	41,798	41,835	41,272
総資産	65,983	65,510	64,655	59,081

（注）　記載金額（１株当たり当期純利益を除く）は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
日本ゲームカード株式会社	百万円 5,500	100.00％	パチンコプリペイドカードシステム関連事業
株式会社ジョイコシステムズ	百万円 2,850	100.00％	パチンコプリペイドカードシステム関連事業

7. 主要な事業内容

当社グループは、パチンコプリペイドカードの発行及び販売、遊技機用プリペイドシステム機器の企画・開発・販売・貸与及び保守等を主な事業としております。

（当社の事業内容）

当社は、子会社である日本ゲームカード株式会社及び株式会社ジョイコシステムズの経営管理及びそれに付帯・関連する事業を行うことを目的とする持株会社であります。

8. 主要な営業所

当社	本社	東京都千代田区
日本ゲームカード株式会社	本社	東京都渋谷区
	営業部	北海道(札幌市)、東北(仙台市)、 東京(東京都渋谷区)、名古屋(名古屋市)、 大阪(大阪市)、広島(広島市)、九州(福岡市)
株式会社ジョイコシステムズ	本社	東京都台東区
	営業部	東京都台東区

9. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
297名	1名減

(注) 上記従業員数は就業人員であり、他社への出向者及び臨時従業員は含まれておりません。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
14名	1名減	44歳9ヶ月	10年7ヶ月

(注) 上記従業員数は就業人員であります。

10. 主要な借入先の状況

当連結会計年度末における借入はありません。

Ⅱ．会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数　50,000,000株
2. 発行済株式の総数　14,262,879株（自己株式121株を除く。）
3. 株主総数　9,188名
4. 大株主（上位15名）

株主名	持株数	持株比率
	株	%
株式会社ＳＡＮＫＹＯ	2,131,900	14.94
株式会社データ・アート	632,000	4.43
株式会社平和	612,000	4.29
京楽産業．株式会社	611,900	4.29
サミー株式会社	611,900	4.29
株式会社大一商会	611,900	4.29
株式会社ニューギン	611,900	4.29
株式会社藤商事	611,900	4.29
サクサ株式会社	510,000	3.57
株式会社サンセイアールアンドディ	463,000	3.24
株式会社三洋物産	463,000	3.24
株式会社大都技研	463,000	3.24
株式会社高尾	463,000	3.24
株式会社竹屋	463,000	3.24
豊丸産業株式会社	463,000	3.24

（注）　持株比率は、自己株式（121株）を控除して計算し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

Ⅲ．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

Ⅳ．会社役員に関する事項

1.　取締役及び監査役の氏名等

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	石　橋　保　彦	ＰＧＭホールディングス株式会社 取締役 株式会社ジョイコシステムズ 代表取締役会長兼社長
取　締　役	市　原　高　明	株式会社大一商会 代表取締役 株式会社大一販売 代表取締役
取　締　役	金　沢　全　求	株式会社三洋物産 代表取締役社長 株式会社三洋販売 代表取締役
取　締　役	筒　井　公　久	株式会社ＳＡＮＫＹＯ 代表取締役社長ＣＯＯ
取　締　役	関　口　正　夫	株式会社データ・アート 代表取締役専務
取　締　役	堀　　幹千代	日本ゲームカード株式会社 代表取締役社長
取　締　役	柳　　漢　呉	日本ゲームカード株式会社 取締役専務執行役員 株式会社ジョイコシステムズ 取締役
常勤監査役	加　藤　大三郎	
監　査　役	石　原　明　彦	株式会社ＳＡＮＫＹＯ 取締役専務執行役員 日本パチスロ特許株式会社 代表取締役社長
監　査　役	相　浦　義　則	相浦税理士事務所 所長 日本コンセプト株式会社 監査役

（注）1.　監査役石原明彦氏及び同相浦義則氏は、社外監査役であります。
2.　監査役相浦義則氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3.　監査役相浦義則氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4.　山田明氏は、平成26年６月20日開催の第３期定時株主総会終結の時をもって、取締役を辞任により退任しております。
5.　柳漢呉氏は、平成26年６月20日開催の第３期定時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任しております。

6. 当事業年度中に生じた役員の重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

氏　　名	重要な兼職の状況		異動年月日
	変更後	変更前	
金　沢　全　求	株式会社三洋物産 代表取締役社長	株式会社三洋物産 代表取締役副社長	平成27年２月13日
石　原　明　彦	退任	株式会社ＳＡＮＫＹＯ 取締役専務執行役員	平成27年３月31日

7. 当事業年度末日後に生じた役員の重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

氏　　名	重要な兼職の状況		異動年月日
	変更後	変更前	
石　橋　保　彦	株式会社ジョイコシステムズ 代表取締役会長	株式会社ジョイコシステムズ 代表取締役会長兼社長	平成27年４月１日
柳　　漢　呉	株式会社ジョイコシステムズ 代表取締役社長	株式会社ジョイコシステムズ 取締役	平成27年４月１日
石　原　明　彦	株式会社三共エクセル 代表取締役社長	―	平成27年４月１日

8. 当事業年度末において、当社は社外取締役を選任しておりません。社外取締役を置くことが相当でない理由につきましては、次のとおりであります。

市原高明氏、金沢全求氏、筒井公久氏、関口正夫氏の４名の取締役につきましては、実質的には社外取締役として、業務執行から独立した立場で、他の取締役の業務執行を監督する役割を果たしていただいておりました。取締役の改選期にあたる第４期定時株主総会において、市原高明氏、筒井公久氏、関口正夫氏、井上孝司氏の４名を社外取締役として選任していただく予定にしております。

2. 取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支給人員	報酬等の額
取締役	５名	113百万円
監査役 （うち社外監査役）	２名 （１名）	15百万円 （　3百万円）
合計	７名	128百万円

（注）1. 当事業年度末現在の人員は、取締役７名、監査役３名（うち社外監査役２名）であります。上記の支給人員と相違しているのは、平成26年４月４日に退任した取締役１名及び平成26年６月20日開催の第３期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名を含んでおり、また、無報酬の取締役４名及び社外監査役１名が在任しているためであります。
2. 取締役の報酬等の額は、平成24年６月26日開催の第１期定時株主総会において、年間総額400百万円以内と定められております。
3. 監査役の報酬等の額は、平成24年６月26日開催の第１期定時株主総会において、年間総額50百万円以内と定められております。
4. 上記報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額７百万円が含まれております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

区　　分	氏　　名	重　要　な　兼　職　の　状　況
社外監査役	石　原　明　彦	株式会社ＳＡＮＫＹＯ 取締役専務執行役員 日本パチスロ特許株式会社 代表取締役社長
社外監査役	相　浦　義　則	相浦税理士事務所 所長 日本コンセプト株式会社 監査役

（注）1. 株式会社ＳＡＮＫＹＯは当社の大株主であります。
2. 株式会社ＳＡＮＫＹＯ、日本パチスロ特許株式会社、相浦税理士事務所及び日本コンセプト株式会社との間に取引関係はなく、その他にも開示すべき関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	主　　な　　活　　動　　状　　況
社外監査役	石　原　明　彦	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会８回のうち８回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	相　浦　義　則	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会８回のうち８回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

Ⅴ．会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る報酬等の額　14百万円

(2) 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　60百万円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、(1)の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。当該解任をした場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案いたしまして、再任もしくは不再任の決定を行うことができるものとします。

Ⅵ. 会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

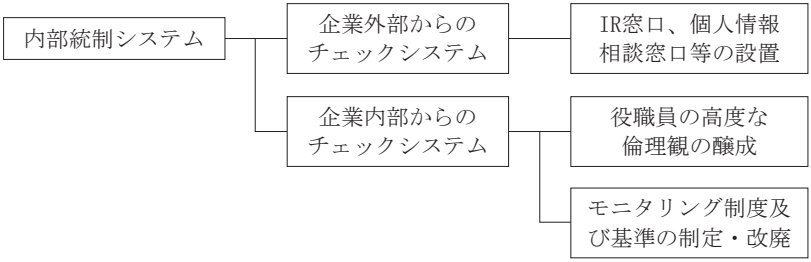
(1) 内部統制システムの基本方針

会社法第362条第５項（第４項第６号）に基づき、当社の内部統制システムの整備に関する基本方針を明らかにするとともに、会社法施行規則第100条に定める同システムの体制整備に必要とされる各条項に関するものである。内部統制システムは、不断の見直しによってその改善を図り、効率的で適法な企業体制を作ることを目的としている。

当社グループの経営が誰のために行われているかを明らかにし、株主の視点に立って、経営の効率性や経営の公正性をチェックすることをコーポレート・ガバナンスの大原則と考え、コンプライアンス体制並びにリスク管理体制を有効に機能させ、その体制の強化を図るために、以下、内部統制システムの構築・運用に関する基本方針を定める。なお、本基本方針は、取締役会決議によらなければ変更することができない。

① 基本方針

内部統制システムの構成は以下のとおりとし、当該フレームワークに準拠して内部統制システムを継続的に運用し、経営の効率性とのバランスにおいてその有効性を常時維持するための施策を講じなければならない。



② チェック体制の構築

上場会社としての情報開示体制に加え、各種ステークホルダー（株主、顧客、取引先、従業員等）からのフィードバックが得られるよう、情報開示体制を強化するとともに、フィードバック窓口等の設置によりチェックシステムを機能させるものとする。

③ 役職員の高度な倫理観の醸成

高い倫理観と誠実さを基本とする人間集団を醸成し事業に取り組む方針であることから、「行動規範」を制定し、内部統制システムのインフラとして、また、事業推進活動のインフラとして、「行動規範」の浸透に努めるものとする。

④ モニタリング制度及び基準の制定・改廃

内部監査制度や予算統制制度等のモニタリングシステム及びモニタリング基準としての各種規程、マニュアル類を整備し、今後の事業環境、経営環境の変化に合せて、モニタリング制度及びモニタリング基準を継続的に制定、修正、統廃合していくものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則第100条第１項第１号)

各取締役の業務執行並びに経営意思決定に係る情報の保存及び管理に関し、以下の体制を継続的に維持し必要に応じて修正するものとする。

① 各種会議及びグループ経営会議並びに取締役会の議事録に関し、取締役会及び監査役会における監督体制を確保するために、検索、閲覧しやすいファイリングシステムを維持するものとする。

② 代表取締役が決裁する稟議書・決裁書は、取締役会及び監査役会における監督体制を確保するために、検索、閲覧しやすいファイリングシステムを維持する。

③ 各種会議及びグループ経営会議並びに取締役会の報告事項・決議事項については、経営環境に合せて適宜見直すこととする。

④ 稟議書、決裁書、議事録、会議付議資料の取扱いについては、文書管理規程等に定めるものとする。

(3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第１項第２号、第５号ロ)

当社グループのリスクマネジメント体制（リスク回避のための体制）及び危機管理体制（リスクが顕在化した場合の体制）の強化のため、以下の体制を継続的に維持し必要に応じて修正するものとする。

① 総務部における当社グループの事業計画の立案及び進捗管理、内部監査部における当社グループに対する実地監査において、事業リスクを考慮したチェック体制を維持する。

② 当社グループは、平素のリスク管理意識の高揚とリスク防止体制を構築することを目的にリスク管理規程を制定し、リスク管理指針を明確にする。

③ 当社グループは、リスク管理規程に基づき、リスク管理主管部門活動、リスク管理委員会活動、緊急対策本部の設置等、リスクに対する組織的対応を実施するとともに、運用状況のモニタリング体制を構築する。

④ 当社グループは、個人情報相談窓口等外部からの情報フィードバック窓口を設置し、フィードバック情報の分析体制を構築する。

⑤ モニタリング結果に関するグループ経営会議への報告体制を構築する。

(4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第１項第３号、第５号ハ)

当社グループの取締役の業務執行並びに経営意思決定に関する職務執行が効率的に行われることを確保するため、以下の体制を継続的に維持し必要に応じて修正するものとする。

① 当社グループの事業計画立案に際して、各取締役の役割、責任を明らかにし、予算統制並びに監査役監査におけるモニタリングを容易にする。また、計画の実行可能性の確保のため、要員・資金等の経営資源を適正に配分・再配分することとする。

② 当社グループの役職員の業務執行に関しては、職務責任一覧及び各業務規程に準拠して行い、経営環境の変化に合せて規程のメンテナンスを行うものとする。

③ 当社グループの事業計画と目標管理制度のリンケージ及び目標進捗チェック体制を確保し、当社グループの全役職員が経営目標に邁進する体制を構築する。

④ 当社グループの取締役の職務執行の支援体制として、必要に応じて弁護士、弁理士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等、社外の専門家との相談体制を確保するものとする。

(5) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第１項第４号、第５号ニ)

当社グループのコンプライアンス体制の強化のため、以下の体制を継続的に維持し必要に応じて修正するものとする。

① 当社グループにおける行動規範の浸透・普及活動を推進し、定期的に法令・定款の遵守状況をモニタリングする企業倫理委員会を設置する。当委員会は当社社長直属とし、当社管理本部長を委員長とする。

② コンプライアンス違反の抑止体制を構築することを目的に当社グループのコンプライアンスに関する規程を制定し、コンプライアンス管理指針を明確にするとともに、コンプライアンスに関する規程の遵守状況を企業倫理委員会及び内部監査等でモニタリングする体制を構築する。

③ 当社グループの役職員に対する行動規範及びコンプライアンスに関する研修等の体制を構築する。

④ モニタリング結果のグループ経営会議への報告体制を構築し、緊急事態が発生した場合は緊急対策本部等を設置する。

(6) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

（会社法施行規則第100条第１項第５号、第５号イ）

企業集団における業務の適正を確保するため、以下の体制を継続的に維持し必要に応じて修正するものとする。

① 常勤監査役、内部監査部長、総務部長は、内部統制システムが有効に機能するように、グループ会社の監査役、内部監査部門、予算統制部門等との情報交換を必要に応じて実施するものとする。

② グループ会社と取引が発生する場合は、取引基本契約書を締結し、取引内容につき内部監査、監査役監査の対象とするものとする。

③ グループ会社において、規模・事業特性に応じた内部統制システムを独自に構築させるとともに、当社内部統制システムのチェック対象とするものとする。

④ 子会社において経営上重要な事項を決定する場合は、社内規程等に基づき、当社へ事前協議等が行われる体制を構築する。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

（会社法施行規則第100条第３項第１号）

監査役の職務を支援するため、以下の体制を継続的に維持し必要に応じて修正するものとする。

① 内部統制システムの運用チェック部門である内部監査部、管理本部各部は、監査役監査に全面的に協力するものとする。

② 監査役会から会社法施行規則第100条第３項第１号に関する要求が為された場合には、監査役会の意見を尊重し、速やかに専任者を配置するものとする。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

（会社法施行規則第100条第３項第２号、第３号）

監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関し、以下のように取り決める。

① 監査役会の依頼に基づき、監査役の職務を補助すべき使用人を選任する場合には、当該使用人は監査役の指揮命令下に置くものとし、取締役及びその使用人の指揮命令は受けないものとする。

② 監査役の職務を補助すべき使用人が他の業務を兼務すること、当該使用人の人事考課、人事異動に関しては、監査役の同意を得るものとする。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及びその他の監査役への報告に関する体制

（会社法施行規則第100条第３項第４号イ、第４号ロ、第５号）

監査役への報告体制の確立のため、以下の体制を継続的に維持し必要に応じて修正するものとする。

① 監査役は、社内の全ての会議、委員会に出席し、また社内の全ての資料を閲覧し意見を述べることができる。その際、監査役から報告依頼等が為された場合、役職員は、監査役の要求に協力しなければならない。

② 役職員は、監査役に以下の内容を含む当社グループの重要事項を定期的に報告しなければならない。

・内部監査結果
・予算統制結果
・コンプライアンス体制の運用結果
・リスク管理体制の運用結果
・外部からのフィードバック情報
・会計監査人、証券取引所、監督官庁からの依頼事項、提出文書

③ 当社グループの取締役・監査役及び使用人または、これらの者から報告を受けた者は、以下の事項を監査役に報告するものとする。

・当社グループにおける法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項
・会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
・内部通報制度の運用及び通報の内容

④ 当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを一切行わないものとする。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

（会社法施行規則第100条第３項第６号）

① 当社グループは、監査役がその職務の執行について、会社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

② 当社グループは、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、予算を計上するものとする。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（会社法施行規則第100条第３項第７号）

監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制は、以下のとおりとする。

① 監査役監査が円滑に行われるように、取締役は、監査役監査の重要性を認識し、各部門長及び社員に協力体制を指導する。

② 監査役会とグループ経営会議メンバーの定期的意見交換の場を設定するものとする。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**45,284**	**流動負債**	**10,107**
現金及び預金	14,021	支払手形及び買掛金	2,211
受取手形及び売掛金	2,148	営業未払金	17
営業未収入金	1,042	リース債務	2,849
リース投資資産	6,005	未払法人税等	258
有価証券	10,999	賞与引当金	201
発行保証金信託	7,002	製品取替引当金	37
商品及び製品	2,569	株主優待引当金	26
原材料及び貯蔵品	618	カード未精算勘定	2,591
繰延税金資産	243	その他	1,913
その他	650	**固定負債**	**7,702**
貸倒引当金	△ 17	リース債務	4,252
固定資産	**13,796**	役員退職慰労引当金	91
有形固定資産	**1,486**	退職給付に係る負債	440
建物	87	その他	2,917
機械装置及び運搬具	5	**負債合計**	**17,809**
工具、器具及び備品	610	**純資産の部**	
土地	0	**株主資本**	**41,204**
リース資産	753	**資本金**	**5,500**
建設仮勘定	29	**資本剰余金**	**5,122**
無形固定資産	**2,896**	**利益剰余金**	**30,581**
のれん	862	**自己株式**	**△ 0**
ソフトウェア	1,137	**その他の包括利益累計額**	**67**
その他	896	**その他有価証券評価差額金**	**67**
投資その他の資産	**9,413**	**純資産合計**	**41,272**
投資有価証券	6,695		
繰延税金資産	1,228		
その他	1,703		
貸倒引当金	△ 213		
資産合計	**59,081**	**負債及び純資産合計**	**59,081**

連結損益計算書

（自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		25,741
売上原価		16,076
売上総利益		**9,665**
販売費及び一般管理費		8,848
営業利益		**816**
営業外収益		
受取利息	33	
受取配当金	15	
貸倒引当金戻入額	34	
貸与資産修繕収入	18	
その他	56	157
営業外費用		
支払利息	39	
支払保証料	46	
固定資産除却損	34	
その他	17	137
経常利益		**836**
税金等調整前当期純利益		**836**
法人税、住民税及び事業税	371	
法人税等調整額	172	543
少数株主損益調整前当期純利益		**293**
当期純利益		**293**

連結株主資本等変動計算書

（自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	5,500	5,122	31,144	△　0	41,766	69	41,835
当期変動額							
剰余金の配当			△855		△855		△855
当期純利益			293		293		293
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						△　1	△　1
当期変動額合計	―	―	△562	―	△562	△　1	△563
当期末残高	5,500	5,122	30,581	△　0	41,204	67	41,272

連結注記表

Ⅰ．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　　２社

連結子会社の名称　　日本ゲームカード株式会社

株式会社ジョイコシステムズ

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

a 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

b その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

② たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

商品、製品、原材料、貯蔵品

移動平均法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備は除く）

平成10年４月１日から平成19年３月31日までに取得したもの
旧定額法を採用しております。

建物以外

a　平成19年３月31日以前に取得したもの
旧定率法を採用しております。

b　平成19年４月１日以降に取得したもの
定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	３年～38年
機械装置及び運搬具	６年～12年
工具、器具及び備品	２年～20年

また、平成19年３月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から５年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。

④ 長期前払費用
均等償却によっております。
なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準
① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については合理的に見積った貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 製品取替引当金
当連結会計年度以前において販売した機器の内蔵部品等の取り替えについて、負担すべき費用の支出に備えるため、必要な見積額を計上しております。

④ 株主優待引当金
将来の株主優待制度に伴う費用負担に備えるため、当連結会計年度末において翌連結会計年度に発生すると見込まれる額を計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 重要な収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

③ のれんの償却に関する事項

のれんは、10年間で均等償却しております。

5. 表示方法の変更

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において区分掲記しておりました「流動負債」の「ポイント引当金」(当連結会計年度２百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において「営業外収益」の「その他」に含めておりました「貸与資産修繕収入」(前連結会計年度17百万円)は、金額的重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記しております。

前連結会計年度において区分掲記しておりました「営業外収益」の「製品取替引当金戻入額」(当連結会計年度14百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

Ⅱ．連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

次の資産を前払式支払手段の発行保証金として、担保に供しております。

発行保証金信託	7,002百万円
投資有価証券	6,267百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額　　6,591百万円

3. 保証債務　　4,156百万円

加盟店のリース契約に伴う債務に対して引取保証を行っております。

Ⅲ．連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式　　14,263,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年６月20日定時株主総会	普通株式	427	30.00	平成26年３月31日	平成26年６月23日
平成26年11月６日取締役会	普通株式	427	30.00	平成26年９月30日	平成26年12月１日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成27年６月19日開催の定時株主総会において次の議案を付議しております。

株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	427	30.00	平成27年３月31日	平成27年６月22日

Ⅳ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして必要な資金及び短期的な運転資金は自己資金により賄っております。

資金運用については安全性の高い金融資産で運用する方針であります。

また、当社グループはデリバティブ取引を全く利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、営業未収入金、リース投資資産は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、譲渡性預金、国債等の満期保有目的の債券、資本上・業務上の関係を有する企業の株式であり、それぞれ市場価格の変動リスクに晒されております。

発行保証金信託は金銭の信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、営業未払金及びカード未使用額からカード収入高に収益計上したものを控除した残高を示しているカード未精算勘定は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に営業用設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は連結決算日後、最長で６年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程に従い、営業債権について、営業管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

満期保有目的の債券は、格付の高い債券を主な対象としているため信用リスクは僅少であります。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、有価証券及び投資有価証券、発行保証金信託については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各社の経理部門が日次で収支日報を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	14,021	14,021	―
(2) 受取手形及び売掛金	2,148	2,148	―
(3) リース投資資産	6,005	6,071	65
(4) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	17,267	17,289	22
その他有価証券	427	427	―
(5) 発行保証金信託	7,002	7,002	―
資産計	46,872	46,960	87
(1) 支払手形及び買掛金	2,211	2,211	―
(2) リース債務	7,102	7,173	71
負債計	9,313	9,385	71

（注１） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

大部分が短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース投資資産

元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

譲渡性預金については短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額により、株式は取引所の価格により、市場価格のある債券については、取引金融機関から提示された価格により、市場価格のない債券については、満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

(5) 発行保証金信託

信託財産構成物は譲渡性預金であり、短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) リース債務

元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注２） 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
現金及び預金	14,016	―	―	―
受取手形及び売掛金	1,919	227	0	―
リース投資資産	2,396	3,584	23	―
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券（譲渡性預金）	9,000	―	―	―
満期保有目的の債券（コマーシャル・ペーパー）	2,000	―	―	―
満期保有目的の債券（国債）	―	6,000	―	―
発行保証金信託	7,002	―	―	―
合　　計	36,335	9,812	24	―

（注３） リース債務の連結決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内	３年超４年以内	４年超５年以内	５年超
リース債務	2,849	2,055	1,327	646	196	26
合　　計	2,849	2,055	1,327	646	196	26

Ⅴ．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　　2,893円67銭

１株当たり当期純利益　　20円54銭

Ⅵ．その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**1,402**	**流動負債**	**77**
現金及び預金	1,190	未払金	19
売掛金	16	未払費用	1
前払費用	7	未払法人税等	15
繰延税金資産	8	賞与引当金	10
その他	179	株主優待引当金	26
固定資産	**37,211**	その他	2
有形固定資産	**13**	**固定負債**	**29**
建物	12	退職給付引当金	8
工具、器具及び備品	1	役員退職慰労引当金	20
無形固定資産	**0**	**負債合計**	**106**
ソフトウェア	0	**純資産の部**	
投資その他の資産	**37,197**	**株主資本**	**38,507**
関係会社株式	37,164	**資本金**	**5,500**
繰延税金資産	9	**資本剰余金**	**31,664**
その他	23	資本準備金	2,000
		その他資本剰余金	29,664
		利益剰余金	**1,343**
		その他利益剰余金	1,343
		繰越利益剰余金	1,343
		自己株式	**△ 0**
		純資産合計	**38,507**
資産合計	**38,614**	**負債・純資産合計**	**38,614**

損　益　計　算　書

（自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	
売　　上　　高		
関係会社受取配当金	998	
関係会社経営管理料	505	1,504
売　上　総　利　益		**1,504**
一　般　管　理　費		435
営　業　利　益		**1,069**
営　業　外　収　益		
受　取　利　息	0	
保　険　配　当　金	0	
法人税等還付加算金	0	
雑　収　入	0	
そ　の　他	0	0
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	0	0
経　常　利　益		**1,069**
税引前当期純利益		**1,069**
法人税、住民税及び事業税	41	
法　人　税　等　調　整　額	△　4	37
当　期　純　利　益		**1,032**

株主資本等変動計算書

（自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金			
当期首残高	5,500	2,000	29,664	31,664	1,166	△ 0	38,331	38,331
当期変動額								
剰余金の配当					△ 855		△ 855	△ 855
当期純利益					1,032		1,032	1,032
当期変動額合計	―	―	―	―	176	―	176	176
当期末残高	5,500	2,000	29,664	31,664	1,343	△ 0	38,507	38,507

個別注記表

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式　　移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）　定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　15年

工具、器具及び備品　５年～８年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）　定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金　従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金　役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 株主優待引当金　将来の株主優待制度に伴う費用負担に備えるため、当事業年度末において翌事業年度に発生すると見込まれる額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　税抜方式によっております。

Ⅱ．貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額　26百万円

2. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務

短期金銭債権	16百万円
短期金銭債務	0百万円

Ⅲ．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	1,504百万円
その他の営業取引	121百万円
営業取引以外の取引	0百万円

Ⅳ．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	121株

Ⅴ．税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	3百万円
未払事業税	3百万円
退職給付引当金	2百万円
役員退職慰労引当金	6百万円
その他	2百万円
繰延税金資産合計	18百万円

(2)法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年４月１日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年４月１日から平成28年３月31日までのものは33.1%、平成28年４月１日以降のものについては32.3%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額が１百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が１百万円増加しております。

Ⅵ. 関連当事者との取引に関する注記

会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	日本ゲームカード㈱	所有直接100%	経営管理役員の兼任	経営管理料の受取	343	売掛金	15
				給与手当の支払	85	―	―
				雑収入	0		
子会社	㈱ジョイコシステムズ	所有直接100%	経営管理役員の兼任	経営管理料の受取	162	売掛金	0

(注) 1. 上記取引金額には消費税等は含まれておりません。また、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
経営管理料、給与手当については、契約条件により決定しております。

Ⅶ. １株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　　2,699円85銭
１株当たり当期純利益　　72円36銭

Ⅷ. その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月19日

株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングス
取　締　役　会　　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　布施木　孝　叔　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　飯　畑　史　朗　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングスの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月19日

株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングス
　取　締　役　会　　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　布施木　孝　叔　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　飯　畑　史　朗　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングスの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第４期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第４期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴きその事業及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月21日

株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングス
監査役会

常勤監査役	加　藤　大三郎	㊞
社外監査役	石　原　明　彦	㊞
社外監査役	相　浦　義　則	㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案：剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は株主への適正な利益還元を最も重要な経営課題の一つと考え、財務面での健全性を維持し、安定した配当をしていくことを利益配分についての基本方針としております。

この方針のもと、第４期の期末配当につきましては、当社グループの連結業績及び内部留保の充実等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1)株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金30円　総額427,886,370円

(注)中間配当を含めた当期の年間配当額は１株につき金60円となります。

(2)剰余金の配当が効力を生ずる日

平成27年６月22日

第２号議案：定款一部変更の件

1．変更の理由

(1)取締役及び監査役が期待された役割を十分に発揮することができるよう、また社内外を問わず広く適任者を得られるよう、取締役及び監査役の責任を会社法で定める範囲内で免除することができる旨の規定、並びに、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役の責任を予め限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります（定款第30条及び第41条)。なお、取締役の責任免除の規定（定款第30条）の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

(2)上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分であります。）

現 行 定 款	定 款 変 更 案
（新設）	（取締役の責任免除） 第30条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第30条～第39条　（条文省略）	第31条～第40条　（現行どおり）
（新設）	（監査役の責任免除） 第41条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第40条～第45条　（条文省略）	第42条～第47条　（現行どおり）

第３号議案：取締役７名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役７名が任期満了となりますので、改めて取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	石橋 保彦（いしばし やすひこ） （昭和22年２月19日生）	昭和41年４月　株式会社平和入社 昭和61年３月　同社取締役 平成６年４月　同社常務取締役 平成11年３月　同社専務取締役 平成14年２月　同社代表取締役専務 平成14年10月　同社代表取締役副社長 平成18年４月　同社代表取締役社長 平成20年６月　株式会社ジョイコシステムズ取締役 平成20年10月　同社取締役会長 平成23年４月　当社取締役会長 平成24年１月　ＰＧＭホールディングス株式会社取締役（現任） 平成24年６月　株式会社平和相談役（現任） 平成24年10月　当社代表取締役会長兼社長（現任） 平成25年５月　株式会社ジョイコシステムズ代表取締役会長 平成26年４月　同社代表取締役会長兼社長 平成27年４月　同社代表取締役会長（現任）	10,000株
2	堀 幹千代（ほり みきちよ） （昭和36年４月９日生）	昭和59年４月　三井鉱山株式会社入社 平成11年４月　株式会社ＳＡＮＫＹＯ入社 平成13年２月　日本アドバンストカードシステム株式会社入社 平成15年10月　日本ゲームカード株式会社執行役員管理本部副本部長 平成17年６月　同社常務執行役員管理本部長 平成18年６月　同社取締役常務執行役員管理本部長 平成23年４月　当社取締役管理本部長 平成24年４月　日本ゲームカード株式会社取締役専務執行役員管理本部長 平成26年４月　当社取締役（現任） 平成26年４月　日本ゲームカード株式会社代表取締役社長（現任）	3,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	柳（やなぎ）　漢呉（かんご） （昭和32年10月26日生）	平成９年３月　株式会社平和入社 平成20年11月　株式会社ジョイコシステムズ技術部長 平成21年６月　同社取締役 平成23年４月　日本ゲームカード株式会社取締役執行役員 平成24年４月　同社取締役常務執行役員 平成26年４月　同社取締役専務執行役員（現任） 平成26年４月　株式会社ジョイコシステムズ取締役 平成26年６月　当社取締役（現任） 平成27年４月　株式会社ジョイコシステムズ代表取締役社長（現任）	1,000株
4	市原（いちはら）　高明（たかあき） （昭和34年１月３日生）	昭和59年４月　株式会社大一商会取締役 平成元年８月　株式会社大一販売取締役 平成13年３月　株式会社ジョイコシステムズ監査役 平成13年６月　同社取締役 平成14年５月　株式会社大一商会代表取締役（現任） 平成14年５月　株式会社大一販売代表取締役（現任） 平成23年４月　当社取締役（現任）	０株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	筒井 公久（つつい きみひさ） （昭和28年４月１日生）	平成３年９月　株式会社ＳＡＮＫＹＯ入社 平成10年６月　同社取締役社長室長 平成13年３月　日本アドバンストカードシステム株式会社監査役 平成14年６月　株式会社ＳＡＮＫＹＯ常務取締役社長室長 平成14年６月　日本ゲームカード株式会社監査役 平成14年７月　株式会社ＳＡＮＫＹＯ常務取締役経営企画室長 平成20年４月　同社取締役専務執行役員管理本部長兼経営企画部長兼経理部長 平成22年４月　同社取締役副社長執行役員 平成23年４月　当社監査役 平成24年４月　株式会社ＳＡＮＫＹＯ代表取締役社長ＣＯＯ（現任） 平成25年６月　当社取締役（現任）	０株
6	関口 正夫（せきぐち まさお） （昭和32年７月８日生）	平成12年２月　日本アドバンストカードシステム株式会社監査役 平成12年３月　株式会社コスモ・スタジオ（現株式会社データ・アート）取締役 平成14年６月　日本ゲームカード株式会社監査役 平成18年６月　マミヤ・オーピー株式会社監査役（現任） 平成19年６月　株式会社データ・アート代表取締役専務（現任） 平成23年４月　当社取締役（現任）	０株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	※ 井上 孝司（いのうえ たかし） （昭和25年２月17日生）	昭和45年４月　東芝コンポーネンツ株式会社入社 昭和47年７月　株式会社藤商事入社 昭和52年４月　同社名古屋工場長 平成５年12月　同社取締役名古屋工場長 平成16年６月　同社常務取締役開発製造本部長 平成18年３月　同社専務取締役 平成18年６月　株式会社サンタエンタテイメント監査役（現任） 平成20年10月　株式会社ジョイコシステムズ取締役 平成24年４月　株式会社藤商事代表取締役専務（現任）	０株

（注）1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 市原高明氏、筒井公久氏、関口正夫氏及び井上孝司氏は、社外取締役候補者であります。
4. 市原高明氏、筒井公久氏、関口正夫氏及び井上孝司氏を、社外取締役候補者とした理由
長年にわたる企業経営者としての豊富な経験に基づき、当社経営の重要事項の決定に際し有用な意見・助言をいただけるとともに、業務執行を行う経営陣から独立した立場から、社外取締役として業務執行の監督に十分な役割を果たしていただけるものと判断したことによります。
5. 市原高明氏、筒井公久氏及び関口正夫氏の当社社内取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって、それぞれ、４年２ヶ月、２年及び４年２ヶ月となります。
6. 社外取締役候補者であります市原高明氏、筒井公久氏、関口正夫氏及び井上孝司氏の選任が承認可決された場合は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社と各氏との間で、会社法第423条第１項の責任について、法令が規定する額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 市原高明氏は、過去に子会社である株式会社ジョイコシステムズの監査役及び非業務執行の取締役でありました。
8. 筒井公久氏は、過去に子会社である日本ゲームカード株式会社の監査役でありました。
9. 関口正夫氏は、過去に子会社である日本ゲームカード株式会社の監査役でありました。
10. 井上孝司氏は、過去に子会社である株式会社ジョイコシステムズの非業務執行の取締役でありました。

第４号議案：監査役３名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役３名が任期満了となりますので、改めて監査役３名の選任をお願いするものであります。また、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	加藤（かとう） 大三郎（だいざぶろう） （昭和24年11月20日生）	昭和45年４月　株式会社東通入社 昭和55年６月　日本設計株式会社入社 平成２年８月　日本レジャーカードシステム株式会社入社 平成10年７月　同社物流本部長兼カード物流部長 平成12年４月　同社物流本部長兼カスタマーサービス本部長 平成14年２月　同社購買本部長 平成15年６月　同社取締役購買本部長 平成18年７月　同社取締役営業本部長 平成20年４月　日本ゲームカード株式会社執行役員管理本部付 平成20年６月　同社監査役 平成23年４月　当社監査役（現任）	700株
2	相浦（あいうら） 義則（よしのり） （昭和44年１月18日生）	平成６年11月　小比賀税務会計事務所入所 平成14年２月　杉山税理士事務所入所 平成15年10月　株式会社プロジェスト入社 平成20年８月　税理士法人緑川・蓮見事務所（現 青空税理士法人）代表社員 平成22年１月　株式会社ジョイコシステムズ監査役 平成23年４月　当社監査役（現任） 平成24年３月　日本コンセプト株式会社監査役（現任） 平成25年７月　相浦税理士事務所所長（現任）	０株

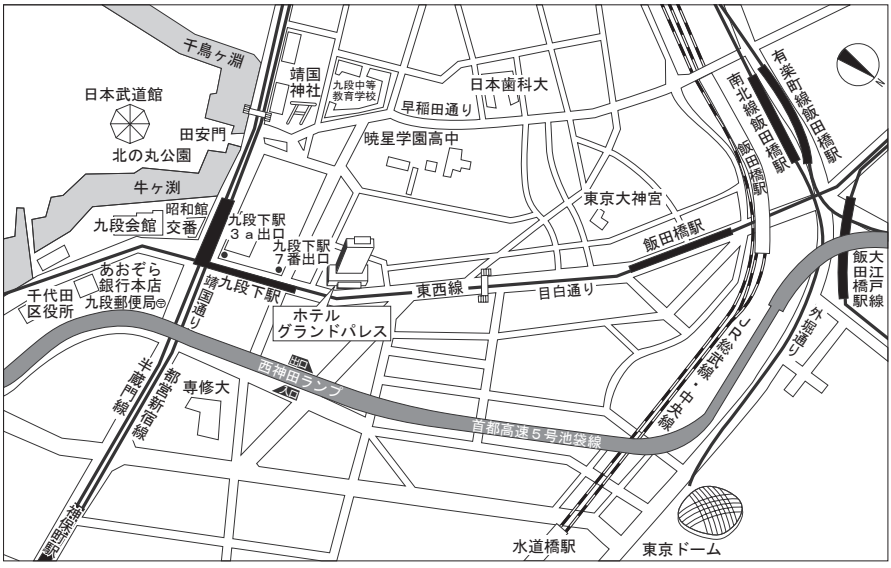
候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	※ 蒔田穂高（まきたほたか） （昭和37年11月14日生）	昭和63年４月　カシオ計算機株式会社入社 平成10年11月　株式会社ＳＡＮＫＹＯ入社 平成17年６月　日本レジャーカードシステム株式会社監査役 平成18年６月　株式会社ビスティ監査役（現任） 平成22年４月　株式会社ＳＡＮＫＹＯ経営企画部長 平成27年２月　株式会社ジェイビー監査役（現任） 平成27年４月　株式会社ＳＡＮＫＹＯ執行役員経営企画部長（現任） 平成27年４月　株式会社三共エクセル監査役（現任）	０株

（注）1. ※は新任の監査役候補者であります。
2. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 相浦義則氏及び蒔田穂高氏は、社外監査役候補者であります。
4. 相浦義則氏を、社外監査役候補者とした理由
税理士として税務・会計に関する豊富な知識と経験を有していることから、監査体制がさらに強化できるものと判断したことによります。
5. 蒔田穂高氏を、社外監査役候補者とした理由
会社経営に関する高い識見を有しており、当社の経営全般に対する監督、チェック機能を果たしていただくことで、監査体制がさらに強化できるものと判断したことによります。
6. 相浦義則氏は、当社が上場している東京証券取引所の定める独立役員であり、同氏の選任が承認可決された場合は、同取引所に対し、独立役員として再度届け出る予定であります。
7. 相浦義則氏の当社社外監査役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって、４年２ヶ月となります。
8. 社外監査役候補者であります相浦義則氏及び蒔田穂高氏の選任が承認可決された場合は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社と両氏との間で、会社法第423条第１項の責任について、法令が規定する額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
9. 相浦義則氏は、過去に子会社である株式会社ジョイコシステムズの監査役でありました。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場　　東京都千代田区飯田橋１丁目１番１号
ホテルグランドパレス　３階　「白樺の間」
電話（03）3264-1111



＜交通のご案内＞

■九段下駅　徒歩１分

地下鉄　　東西線　（７番出口）
半蔵門線、都営新宿線（３ａ出口）

■飯田橋駅　徒歩７分

ＪＲ総武線（東口）
地下鉄　東西線、有楽町線、南北線、都営大江戸線（Ａ４出口）